



法改正と対応

令和4年4月の法改正へ向けて



令和4年に以下の法改正があります。特に「労働施策総合推進法」「女性活躍推進法」「育児・介護休業法の改正ではしなければならないことがたくさんありますので、直前になって焦ることのないよう余裕をもって準備しましょう！本紙では中小企業のパワーハラ防止対策についてポイントを記載いたします。

改正法	改正内容
改正労働施策総合推進法 通称「パワーハラ防止法」	パワーハラ防止対策の義務化（中小企業） 大企業は2020年6月施行済み
女性活躍推進法	女性活躍における一般事業主行動計画の策定対象が301人→101人以上に
国民健康保険法 地方税法	国民健康保険料について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設
育児・介護休業法	育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件として、「雇用期間が1年以上」を廃止（労使協定で除外可能）
個人情報保護法	本人の権利義務の強化、事業者の責務の追加、法令違反の罰則強化など
厚生年金保険法	65歳以上で在職中でも、毎年10月に年金額の改定が行われる 在職者年金の支給停止基準額が28万円から47万円に（高在老と一緒に）
国民年金法 確定拠出年金法	年金受給の繰下げ年齢を75歳に拡大。（DCの受給開始時期を75歳まで拡大） 年金手帳の廃止

パワーハラ防止法により事業主等に課せられる義務・努力義務

1) 事業主および労働者の責務<努力義務>

事業主の責務	<ul style="list-style-type: none"> ●職場におけるパワーハラメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラメント問題」という）に対する労働者の関心と理解を深めること ●雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと ●事業主自身がハラメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
労働者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ●ハラメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと ●事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や退職者も含む

2) 事業主が講ずべき措置<義務> 以下の措置は必ず講じなければなりません！

◆ 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発

- ① 職場におけるパワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ適正に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること

◆ その他の措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

3) 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上で禁止されます。

当事務所でもパワーハラ研修を行っておりますのでご興味がありましたらぜひご連絡ください。

フクシマ社会保険労務士法人
労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 一人親方同友会
〒730-0805 広島市中区十日市町1-9 相生通り鷹匠ビル2F
TEL: 082-293-8102 / FAX: 082-293-8104
E-mail: info@jinji-fuku.jp / URL: http://www.jinji-fuku.jp

ハラメント行為と「職場」の定義

■ハラメントとは

「職場」で行われる「嫌がらせ・いじめ」のことです。

■「職場」の定義 = 会社以外の場所も含まれます（職務との関連性）。

- 出張先
- 業務で使用する車中
- 取引先との打ち合わせの場所（接待の席も含む）

また、●勤務時間外の「懇親の場」、●通勤中などであっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当しますが、その判断に当たっては、職務との関連性、参加者、参加や対応が強制的か任意かといったことを考慮して個別に行う必要があります。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

